

## 平成30年度 高松市こども食堂等開設運営事業補助金 募集要領

### 1 趣旨

すべての子どもが、夢や希望を持って健やかに成長していける社会の実現を目指し、様々な家庭環境で育つ子どもを地域で支援するため、家庭的な雰囲気のもと、幅広い子どもを対象に食事や地域住民との交流の場、学習機会の提供などを行う「こども食堂」及びこれに類する活動（以下、「こども食堂等」という。）を実施する団体に対して、その開設及び運営に要する経費の一部を補助します。

### 2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 本市において活動する団体であること。
- (2) 1年以上継続して、こども食堂等を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (3) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- (4) 政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- (5) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 申請時において、本市の市税等に滞納がないこと。

### 3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、こども食堂等の運営及びその開設準備で、次に定める要件をすべて満たすものです。

- (1) 本市内において、幅広く子どもが参加できるこども食堂等を、月2回以上、おおむね1回1時間以上、定期的かつ継続的に実施すること。
- (2) おおむね15歳以下の子どもに無料又は低額で食事を提供すること。
- (3) 1回当たり10食以上提供できる体制をとること。
- (4) 子どもが安心して過ごすことのできる居場所としての機能を提供するとともに、支援が必要な子どもと関係機関をつなぐことができる体制であること。
- (5) 子どもが広く参加できるよう、広報活動を行うこと。
- (6) 営利を目的としたものでないこと。
- (7) 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
- (8) 国又は地方公共団体等から、同一のこども食堂等について、補助金及び負担金等を受けていないこと。
- (9) 事業を実施するに当たり、保健所等関係行政機関に事前に相談し、その指導を遵守すること。
- (10) 事業に関連する事故をカバーするための保険に加入すること。

#### 4 補助金額等

補助金の額は、次の（１）、（２）の項目ごとの基準額の合計額と対象経費の実支出額から、利用者から徴収する食事代や寄附金、その他の収入額を控除した額（１，０００円未満の端数がある場合は切り捨て）とを比較して少ない方の額を合計した額とします。

なお、同一団体に対する運営経費等の補助は３か年を限度とし、初期経費の補助は、同一団体につき、初めて交付決定を受けた初年度１回限りとします。また、補助金の交付は予算の範囲内で行うこととします。

##### （１） 初期経費

こども食堂等の開設に要する経費で、１００，０００円を基準額とします。

##### （２） 運営経費及び多世代交流加算

###### ① 運営経費

こども食堂等の運営に要する経費で、開催補助及び食数補助の合計です。

開催補助はこども食堂等の開催回数に応じて、食数補助はおおむね１５歳以下の子どもに提供した食事の数に応じて算出します。

###### ② 多世代交流加算

こども食堂等を訪れたおおむね１５歳以下の子どもが、１回当たりおおむね１時間以上、大人と一緒に参加者同士がコミュニケーションを図る遊びをしたり、大人に勉強を教えてもらったり、それ以外に子どもが社会生活上の成長をするための活動を大人と行ったりすることを「多世代交流活動」といいます。

この多世代交流活動をおおむね５人以上の大人で行った場合、多世代交流加算の対象となります。

区 分		基準額
運営経費	開催補助	① 月間開催回数が２回又は３回の場合 開催月数に４，０００円を乗じた額 ② 月間開催回数が４回以上の場合 開催月数に８，０００円を乗じた額
	食数補助	おおむね１５歳以下の子どもに提供した食数に１５０円を乗じた額 ※年間１５６，０００円（１，０４０食）を上限とする。
多世代交流加算		多世代交流活動を実施した回数に５００円を乗じた額。 ※年間２６，０００円（５２回）を上限とする。

#### 5 補助対象経費

補助対象経費は、次表に掲げる項目のうち、本補助金の交付決定日から平成３１年３月３１日までの期間に支出するものとします。

(1) 初期経費

項目	主な内容
工事請負費	事業実施に当たっての施設改良等に係る費用
施設修繕料	事業実施に当たっての施設修繕に係る費用
消耗品費	食器、調理用具等の購入費
備品購入費	冷蔵庫などの備品（1件10,000円以上のものに限る。）購入に係る費用

(2) 運営経費及び多世代交流加算

項目	主な内容
食糧費・賄材料費	食料品、食材等の購入費
消耗品費	食器、学習用品、絵本等の購入費
燃料費	暖房設備等の燃料代
印刷費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費
光熱水費	実施施設の電気・水道・ガス代
通信運搬費	連絡に要する郵送料
保険料	傷害・賠償責任保険等の保険料
使用料・賃借料	実施施設の使用料や賃借料
備品購入費	冷蔵庫などの備品（1件10,000円以上のものに限る。）購入に係る費用

## 6 申請方法

補助金交付の申請に当たっては、申請書に必要事項を記入の上、その他必要書類を添えて、子育て支援課（市役所6階）に提出してください。

なお、申請に必要な書類は、子育て支援課にあるほか、高松市のホームページからもダウンロードできます。

(1) 高松市こども食堂等開設運営事業補助金交付申請書

(2) その他必要な書類

① 団体の概要が分かる書類（団体概要書）

② 団体の会則、規約等の写し

③ 事業計画書

④ 収支予算書

⑤ その他参考資料

・法人の場合は法人の、任意団体の場合は代表者の本市の市税に滞納がないことの証明書

・団体の取組内容や活動状況が分かるもの など

## 7 補助団体の選定

団体から補助金の交付申請書の提出があった場合は、必要に応じてヒアリングや実施場所の確認を行ったうえで書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めた場合には、書面で通知します。

## 8 書類の整備及び実施状況の報告等

補助事業に係る帳簿類及び証拠書類について整備し、事業終了後5年間、保存するよう to してください。

また、毎月10日までに、実施状況報告書により前月の事業の実施状況を報告するほか、事業完了の日から20日以内、又は年度末までのどちらか早い日までに、実績報告書に必要書類を添えて、子育て支援課に提出してください。

- (1) 高松市こども食堂等開設運営事業実績報告書
- (2) その他必要な書類
  - ① 収支決算書
  - ② 活動報告書
  - ③ 補助対象経費について支払ったことを証する書類（領収書、契約書など）の写し
  - ④ その他参考資料

## 9 補助金の交付

補助金の交付決定を行った後、各団体からの請求に基づき、概算払いで交付します。

なお、補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業に係る経費が補助交付済額よりも少ない場合は、その差額を市に返還するものとします。

## 10 その他留意事項

申請及び事業の実施に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) こども食堂等開設後は、市の指定するこども食堂等実施団体の交流会等に参加し、事業の維持や関係団体同士の交流に努めること。
- (2) 利用者の利便性向上のため、市の行う各こども食堂等に関する情報提供及び周知啓発に協力すること。
- (3) 実施団体関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと。
- (4) 食物アレルギーに配慮するとともに、栄養や食育の観点に留意すること。
- (5) 原則として調理を行い、パンやおにぎりなど、簡易な食事提供を避けること。
- (6) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。
- (7) 参加する子どもの行き帰りの安全確保に努めること。
- (8) 近隣住民への騒音対策や駐輪スペースの確保などに配慮し、近隣に説明を行うなど、事業の理解を得られるよう努めること。